

改正児童福祉法における社会的養護のあり方

Social care in the revised Child Welfare Law

辰 己 隆*

Abstract

The Child Welfare Law was revised in November 2008 and went into effect in April 2009. The major feature of this revision is enhancement of the social care system.

Child care may be broadly divided into home care and social care.

Children are generally raised and cared for in their own home, where they grow in good health. This form is called home care.

There are children, however, who for various reasons cannot be raised in home care. For these children there is social care conducted by the country or society in place of the family.

This article discusses the role of social care accompanying the revised law. It first describes the current status of social welfare, followed by comments on the key points in the revised Child Welfare Law. Specific cases are presented and problems are indicated. Finally, some issues for the future are mentioned.

キーワード：児童福祉法、社会的養護、施設内虐待

はじめに

2008（平成20）年11月に、児童福祉法は、改正され、翌年の2009年（平成21）年4月より新たに施行された。今回の大きな特徴は、虐待を受けた児童の社会的養護体制の拡充と家庭的保育事業などを法定化した所にある。

ここ数年、児童福祉法は、めまぐるしく改正されている。

その背景には、①少子化の問題（少子化対策、子育て、男女共同参画、女性の社会進出など）、②社会福祉の準市場化・契約化（社会福祉基礎構造改革の流れ、第三者評価事業など）、③地方分権（保育の市町村化など）、④児童虐待の問題（社会問題化、児童虐待の防止等に関する法律の改正など）が挙げられ、随時、これらに対応するように、児童福祉法は改正されてきたといえる¹⁾。

一般的に児童は家庭で養育・保護をされて健やかに成長していく。この形態を「家庭養護」という。

しかし、さまざまな理由により「家庭養護」で育てできない児童に対して、国・社会が家庭に成り代

わって実施するのが「社会的養護」である。

また、昨今の「社会的養護」へのニーズは、内容がとて複雑化しており、非行、不登校、被虐待、発達障害など多種多様の問題を余儀なく児童に抱えさせている。

では、今回の法改正が、この社会的養護にどのような効果をもたらすのか。

筆者は、特に、改正法第33条に注目している。それは、児童養護施設などの職員による虐待や児童間の暴力の放置を「被措置児童等虐待」と位置づけたこと。

そして、被措置児童等に対する禁止行為は当然のこととし、虐待の発見者に児童相談所などへの通告義務を課し、通告を受けた都道府県は児童の一時保護など適切な措置を取るとしたことである。いわゆる「施設内虐待」である。

つまり、本来、児童福祉施設職員は、虐待などを受けた児童を保護する立場にある。にもかかわらず、その社会的養護サービスを受けている児童に対して、施設職員が虐待等の行為をしているという不条理な現状が少なからずあったということである。

* Takashi TATSUMI 教育学部教授

1) 吉田恒雄 座談会 児童福祉のこの10年を振り返る『子どもと福祉』編集委員会編 2009 子どもと福祉 vol.2 所収 明石書店 6-8参照

また、児童間の暴力も暗黙に放置されてきた事実もある。

では何故、このような事が起きたのか、今後、どうすれば良いのか、いたずらに法改正による管理強化の方向ではなく、むしろ児童福祉施設内の社会福祉援助・技術をレベルアップすることや予防的な施策はないのであろうか。

筆者は、これらを研究課題とし、改正児童福祉法の経緯とその内容について、社会的養護の現況と施設内虐待の実態について、そして、施設内虐待の具体的な事例研究を通しての問題提起をし、今後の社会的養護の課題について研究論述していきたい。

1 改正児童福祉法の経緯と内容

(1) 児童福祉法の改正と経緯

児童福祉法は、1947（昭和22）年、敗戦後の浮浪児、孤児対策として制定され、すべての児童の福祉の増進をめざして、さまざまな施策を規定している。第1条の理念では、すべて児童は健やかに育成されること、愛護されることを定めており、わが国のすべての児童を対象としており、児童の福祉の根幹を成す法律である。その後、その時代の変化にもなって改正が行われた。近年の主な改正の概要は以下の通りである²⁾。

①1997（平成9）年の児童福祉法改正

少子高齢化の進行や子育て機能の低下などにより、児童や家庭をめぐる新たなニーズの問題が発生した。これらに対し、従来の法では、十分に対応することが難しくなり、子育ての環境整備と、児童福祉制度の再構築が大幅になされた。

主な改正として、保育所の入所を措置（行政処分）から保護者の希望を申し込む契約方式にし、児童福祉施設の名称や機能の変更がなされ、虚弱児施設・母子寮・教護院の統合廃止と児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童自立生活援助事業の創設がなされた。

②2000（平成12）年の児童福祉法改正

同年、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、社会福祉サービスの利用者と提供者が対等な関係になり、母子生活支援施設、助産施設が措置から利用方式に改正された。

③2001（平成13）年の児童福祉法改正

保育所における慢性的な待機児童問題、認可外保育施設の増加にともなう事故などがあり、認可外保育所の届出制や保育士の資格の法定化、児童委員活動の活性化がなされた。

④2003（平成14）年の児童福祉法改正

子育て支援対策の充実化や、地域子育て支援事業や放課後児童健全育成事業、ショートステイやトワイライトステイなどの子育て支援サービスを総合的にかつ計画的に実施する「子育て支援事業」が市町村事業として位置づけられた。

⑤2004（平成16）年の児童福祉法改正

市町村での児童虐待などについて、児童相談の把握とその対応機関としての位置づけや乳児院及び児童養護施設の入所児童の年齢要件が見直され、施設退所者へのアフターケアが業務として法定化された。

以上、ここ数年の改正児童福祉法により、子育てしやすい環境の整備、自立支援、児童福祉制度の再構築が本格的になされた。

(2) 2008（平成20）年の児童福祉法改正について

今回の新たな法改正の背景として、社会的養護を必要とする児童の増加、また虐待などの児童の抱える問題の多様化、複雑化があげられる。主な特徴として、虐待を受けた児童の社会的養護体制の拡充と家庭的保育事業などを法定化した。法改正の具体的内容は、

①子育て支援事業の法定化（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などを創設した）

②家庭的保育事業の法定化（家庭的保育者の法定化など）

③里親制度の改正（家庭的養護の拡充として里親制度の枠組みを整備し、養育里親と養子縁組里親に区別し、研修を義務化した。また、里親の手当額を見直すなど、里親支援を強化した）

④小規模住居型養育事業の創設（小規模グループ形態の住居における新たな養育制度を創設した）

⑤要保護児童対策協議会の機能強化（要保護児童に加え、養育支援が必要な児童やその保護者などの対象を拡大し、その実施機関の充実が図られた）

⑥年長児の自立支援策の見直し（自立援助ホームの

見直し、自立支援の強化)

⑦施設内虐待の防止（措置された子どもの権利擁護の強化）

などがあげられる。

今回の法改正で、筆者が、特に注目しているのが、⑦施設内虐待の防止である。児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会などが講ずべき措置等、施設内虐待の防止のための規定が設けられたことである。

本来、児童福祉施設職員は、児童福祉法や児童虐待防止法により、虐待などを受けた児童を保護する立場にある。しかし、その社会的養護サービスを利用している児童に対して、施設職員が虐待等の行為をしているという不条理な事件が頻発したことは残念で仕方がない。また、その様な児童福祉施設内の援助・支援体制が当然のごとく繰り返されていたなら、それに感化されて、児童間の暴力も放置されてきたのも考えられなくてはならないと筆者は思う。

今回の法改正は、法第33条において、「被措置児童等は被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる」とし、児童自身が届け出できること明確にした。

また、施設職員が被措置児童等虐待を発見し、通告をしたことを理由として、施設の解雇その他不利益な取り扱いを受けないとしている。

この2つは、社会的養護サービスを利用している児童の「権利擁護」に繋がる、とても重要なものになっていると確信した。

2 社会的養護の現況と施設内虐待の実態

(1) ライフサイクルの変化と社会的養護の現況

今日、国民生活におけるライフサイクルをみると、敗戦直後と現在では、平均寿命は、男 59.57歳、女 62.97歳 1950（昭和25）年³⁾であったものが、男 79.19歳、女 85.99歳 2007（平成19）年⁴⁾と世界最高水準に達している。また、高学歴化や価値観の変化などもあって、結婚する年齢が上昇してお

り、男 25.9歳、女 23.0歳 1950（昭和25）年⁵⁾であった平均初婚年齢は、男 30.1歳、女 28.3歳 2007（平成19）年⁶⁾と約4歳から5歳程度上昇している。

そして、夫婦の持つ子どもの数も約4人から約2人未満に減少し、出産や子育てにかかる期間も短縮されてきている。一方、定年後の期間、子どもが独立した後に夫婦のみで過ごす期間、夫の死後に女性が1人で過ごす期間（寡婦期間）が長くなっており、これに伴って、子どもが老親を扶養する期間も長期化している。

つまり、国民のライフサイクルは、大きく『早婚・多子・短命』から『晩婚・少子・長命』へと変化してきている。

それに伴う、児童を取り巻く環境は、さらなる「核家族化」や「都市化」によって、血縁・地縁の関係を希薄にし、子育ての質や量を弱体化させている現状がある。また、少産良育志向が過保護や過干渉を生み、高学歴志向が受験競争を生じさせ、共働きによる母親や父親の家庭内不在が問題化している。

一般的に、児童は家庭で養育・保護をされて健やかに成長していく。この形態を「家庭養護」という。

しかし、先述したライフサイクルの変化に伴う、高齢、長寿社会の進行、出生率の低下、少産良育思想、高学歴化など様々な課題の中で、家庭における児童も社会的にプレッシャーを受け複雑多様な諸問題を余儀なくされてきている。

それに対応する家庭をみるとまさしく「家庭のない家族時代⁷⁾」ともいわれるほど養育機能の低下は著しく、それを反映して養護ニーズは多様化かつ高度化し、また新たな虐待などの養護問題を生み出してきている。

こうした、状況の中で、「家庭養護」で育成できない児童に対して、国・社会が家庭に成り代わって実施するのが「社会的養護」である。

「社会的養護」には、

- ①補完的養護 障害を持つ児童ための治療・教育や、父母の就労などのために保護者にかわって通園施設でデイケアをする。知的障害児通園施設、

3) 厚生省大臣官房政策課監修 1997 社会保障入門（平成9年版）中央法規 6-7参照

4) 厚生統計協会編 2008 国民の福祉の動向・厚生指標 2008 臨時増刊 第55巻 第12号 通巻867号 厚生統計協会 14参照

5) 厚生省大臣官房政策課監修 1997 前掲書 中央法規 6-7参照

6) 厚生統計協会編 2008 前掲書 厚生統計協会 13参照

7) 小此木啓吾著 1992 家庭のない家族の時代 ちくま文庫 10引用

保育所など

- ②支援的養護 家庭で直面している養育問題に相談や施設利用によって援助、支援をする。助産施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターなど
- ③代替的養護 家庭での養育困難な児童を代替的に生活型施設やグループホームで施設養護し、また里親による家庭的養護をする。施設養護（乳児院、児童養護施設）、グループホーム、家庭的養護（養育里親、養子縁組里親）
- ④治療的養護 児童自身の行動上の問題・疾病・障害などへの治療・教育を生活型施設で援助、支援する。児童自立支援施設、知的障害児施設などがあげられ、それぞれ、「家庭養護」を公的に補完、支援、代替し、治療的ケアをおこなっている⁸⁾。特に、「社会的養護」のニーズでは、内容が複雑化し、非行、不登校、被虐待、障害など多種多様の問題を児童は抱えている現況がある。

(2) 社会的養護における施設内虐待の実態

社会的養護の要となっている児童福祉施設は、児童の権利条約批准、発効後（1989年国連採択、1994年日本国批准）、権利主体者として入所利用児童をとらえるようになり、各地で児童の「権利擁護」を行使するという新しい理念を基底としたケア基準や権利ノートなどが作成された（北海道養護施設ケア基準、大阪府権利ノートなど）。しかし、一方で、この新しい理念である「権利擁護」についていけない一部の古い体質の施設で児童の権利侵害事件が多発した。

条約批准までの事件も含めて具体的に挙げてみる⁹⁾。

- ①岡山・岡山市立児童養護施設女児虐待死亡事件 1982（昭和57）年、6歳女児が公立児童養護施設で入所児仲間のいじめにより死亡した。職員配置問題。
- ②大阪・博愛社女児虐待死亡事件 1986（昭和61）年、7歳女児が歴史あるわが国最大の児童養護施設において入所児のいじめにより死亡した。施設内権力構造。
- ③鹿児島・牧の原学園男児虐待死亡事件 1987（昭

和62）年、無断外出常習の13歳男児が7名の職員の暴力により死亡した。職員配置問題。

- ④福岡育兒院虐待事件 1995（平成7）年5月、福岡育兒院の次長と指導員の数年間にわたる日常的虐待が、新聞社へ電話で訴えた入所児の告発により発覚した。
- ⑤千葉・恩寵園児童虐待逃亡事件 1996（平成8）年4月、千葉県船橋市にある児童養護施設恩寵園から入所児13名が、施設長による虐待に耐え切れず逃げ出し、児童相談所に助けを求めた。同族経営者による施設の私物化。
- ⑥ある地方の児童養護施設男児虐待（自殺）事件 1997（平成9）年10月、ある地方の児童養護施設で暮らす中1男児が施設内体育館にて柔道帯で首吊り自殺した。指導員が虐待犯（暴行・傷害容疑）として送検。同族経営者による私物化。

以上、これらの事件は、新聞報道、文献からではあるが、これら以外にも多数の施設内虐待の実態がある。原因は、閉鎖的な施設運営、施設内権力の劣悪構造、同族経営者による施設の私物化、職員の人権意識の希薄さなどが考えられる。

ここでもやはり、児童を「権利擁護」という意識は、とても重要なものになっていると窺えた。

3 施設内虐待の具体的事例¹⁰⁾実習生の発言から分かったこと

(1) 事例の概要

児童養護施設で実習担当しているA主任保育士が、実習の反省会で、実習生からC保育士の行動についての指摘があった。それは、施設内でC保育士が子どもに虐待をしているというショッキングな事実であった。すぐに施設側は、このことについて事実確認し、対応した。

(2) 事例の経過

それは、実習中に開かれる実習指導担当者の実習生3人との反省会でのことであった。

「明日で実習が終了しますが、質問や疑問、また、これだけは言っておきたいということはないですか。」と実習指導担当を兼務しているA主任保育士

8) 辰己隆・岡本真幸編著 2003 保育士をめざす人の養護内容 みらい 16参照

9) 津崎哲雄著 2009 この国の子どもたち 要保護児童社会的養護の日本の構築 一大人の既得権益と子どもの福祉—日本加除出版 126-130参照

10) 辰己隆著 事例研究（演習）2006 岸井勇雄・武藤隆・柴崎正行監修 松本寿昭編著 社会福祉援助技術 所収 同文書院 168-171参照

は、実習生に、おだやかに話しかけた。

しばらく、沈黙が続いた後、実習生同士が目と目で話している様子が伝わった。

実習生リーダーが少しためらいながら、

「この施設での実習はとても充実していました。子どもたちとも仲良くなれ、たくさんの職員の方にやさしく指導してもらいました。本当に感謝しています。しかし、ひとつだけ……。」と口ごもってしまった。

A 主任保育士「ひとつだけ…。何ですか、遠慮をせずに教えてください。施設のためにも。」

実習生リーダー「えっ、ハイ。ひとつだけ、ひとつだけ許せないことがあります。それは…、幼児担当のC保育士が、一人で保育をしている時、何かにつけて、幼児さんを叩くことです。この間は、ティッシュの箱で2才の子どもを叩いていました。」

A 主任保育士は、絶句した。

そして、「分かりました。調査してみます。勇気を持って言ってくれてありがとう。」と言い、急いで反省会を閉じた。

すぐに、施設長、主任指導員に報告し、協議した。

そして、実習生の反省会からということ言わずに、A主任保育士がC保育士に問題の事実確認をした。

結果は、実習生の言うとおりに、以前から幼児を叩いていたとのことであった。

「子どもたちが、自分のいうことをきかなくて。つい、イライラし、他の保育士が見ていないところで、手がでてしまいました。」とC保育士。

早速、C保育士に始末書を提出させ、出勤停止の処理がなされた。

しばらくして、「私は保育士として失格です。ご迷惑おかけしました。」という手紙と退職届が施設長宛てに届いた。

(3) 考察

本事例は、児童養護施設での施設内虐待の具体的な事例である。

結果的には、施設内虐待を行っていた職員は、退職したが、それで解決したことになるのだろうか。2つの課題について考察してみる。

① C保育士は、何故あのような行為をしたのか、また、対策はあるのか。

事例のような施設では、まず、職員の身体的、精神的ストレスが溜まらないような労働環境の整備に、積極的に努めなければならないであろう。

具体的には、保育士が、一人だけで児童を保育するのではなく、なるべく複数の保育士で保育する環境をつくる工夫をしなければならない。

また、これらを実施するには、児童福祉施設最低基準の問題もあるが、色々な試行錯誤が可能な職場の環境や雰囲気づくりが必須である。

たとえば、施設内の各所にカメラを設置し、四六時中管理体制を強化しても施設内虐待が起こらないわけではない。

むしろ、予防をするために、研修会等を開催するほうが善策であるといえる。

②施設が、実習生から得た情報について、的確に判断、調査、処理したことはどのように評価できるのか。

社会福祉施設では、施設の社会化、専門職養成という視点から多くの実習、ボランティア活動を受け入れている。第三者的な存在の彼らは、それぞれに資格取得など本来の目的はあるが、「事例」のような場面において、施設で生活している児童の被措置児童等虐待場面に出会うことは避けられない状況になってきている事は間違いない。

実習生が、児童から施設や職員に対する不平や問題を投げかけられる場面にも遭遇するであろうし、この「事例」のように児童の権利を無視した職員の姿を見る場面に出会うこともある。

施設側は、つねに、第三者的な彼らの存在を大切にし、そこから得られる情報に対して、「事例」のように適切に対処していかななければならないであろう。

たとえば、このようなことがおこらないように、今後、実習生は、受け入れないなどは、施設の社会的認識を広めなくてはならない時代に逆行している。あくまでも今回、問題が起こったのは、実習生を受け入れたからではない。

以上、本事例を通して、施設内虐待の予防としては、児童の人権や職員の労働環境を考えている職場づくり、実習生などの第三者的な社会資源を積極的に受け入れるという施設の社会化、そして、施設内虐待が起きた場合、通告などのルートマニュアルの作成が必要であると考察できた。

4 今後の社会的養護の課題について

(1) 施設内虐待の種別と要因

2の「社会的養護における施設内虐待の実態」で、数例を紹介し、簡単に述べた、いずれの事件も人権侵害に繋がるものであることは言うまでもない。

元児童養護施設長であった野津は、昨今の施設内での人権侵害を種別化しその要因について以下のように述べている¹¹⁾。

①施設職員による入所児童に対する人権侵害

怪我や死亡にいたるような体罰、暴力などの虐待行為や、施設内の規則を守らなかったことによる罰則などの不適切な対応、高校進学を保障せず中学校卒業で無理やりに就職させるなどの教育・養育のネグレクトなどがある。

要因として、職員個人の未熟さや資質の問題、施設長を中心とした施設全体および施設運営上の問題がある。

②入所児童間の加害行為

怪我や死亡にいたるような暴力行為、いじめなどがある。

要因として、入所児童の年齢差（2歳から18歳）が幅広いために生じる縦の人間関係からの弊害、対人関係が上手く取れない入所児童が多いことによるトラブル、職員からの体罰常態化による子ども間暴力の連鎖発生、職員間の不連携などがある。

③入所児童から職員に対する暴力行為

新聞報道などでは少ないが、実態としては多数ある。職員が怪我をし、児童が逮捕されたケースもある。

要因として、施設就労定着率が悪いことによる職員の未熟さ、施設長を含む職員全体の力量の無さ、職員の入所児童に対する暴力行為がある場合などである。

④安全管理を怠ったことによる事故

入浴中に溺れて死亡するなどの施設内での事故、海水浴などで溺死するなどの施設外での事故がある。

要因としては、施設における安全管理、危機管理がなされていない。

⑤一時帰宅中の事故

夏休みの一時帰宅中に、保護者からの虐待によって死亡したケースがあった。要因としては、虐待が主訴で入所している児童に対し、児童相談所と連携せずに、安易に加害者である保護者のもとに外出、帰宅は許可していた。

⑥法人運営上の問題

措置費などの不正請求や入所児童の預貯金の横領など不適切な法人運営および経営である。要因としては、悪質な同族経営などによる施設や職員、児童の私物化がある。

としている。

今回の改正法第33条の「被措置児童等虐待」の定義を解釈すると、①施設職員による入所児童に対する人権侵害、②入所児童間の加害行為の2つについては、「被措置児童等虐待」として該当するが、③入所児童から職員に対する暴力行為や④安全管理を怠ったことによる事故、その他については、該当しない可能性がある。

「被措置児童等虐待」を、幅広い解釈で、施設内での人権侵害として捉えたなら、④安全管理を怠ったことによる事故、⑤一時帰宅中の事故、⑥法人運営上の問題なども、本定義の具体例として取り込めるのではないかと考察した。

(2) 今後の社会的養護の課題について

今回の改正児童福祉法における社会的養護のあり方として、特に第33条の「被措置児童等虐待の防止等」について、筆者は次の3つが児童福祉施設側に与えられた課題であると考えられる。

1つ目は、施設長および職員が、児童の権利条約にある児童の最善の利益を基軸とした「権利擁護」の意識と感覚を身につけるといことである。

その為には、権利擁護に関する研修会への研鑽もあるが、人権感覚について常に鋭く意識することが大切である。

2つ目は、施設運営における第三者委員会の充実、第三者評価事業などを積極的に受け入れ評価をしてもらう、つまり施設を社会化させることである。もちろん、3の事例にあった実習生やボランティア活動を受け入れることは、このことに繋がっていくであろう。

3つめは、施設長に、2M (Management, Mission)

11) 野津牧著 児童福祉施設で生活する子どもたちの人権を守るために 『子どもと福祉』編集委員会編 2009 前掲書所収 明石書店 49-51参照

を備えてほしいことである。

つまり、Management（運営・経営）能力を身につけることである。運営・経営能力の無い施設長の施設は、淘汰されていくであろう。また、Mission（使命・ウリ）を持つことである。使命とは、何のために、最高責任者である児童福祉施設の長になっているのかを確認すること、またウリとは、特徴、特色を持った施設運営をすることである¹²⁾。

次に、法改正の内容についての課題である。事例3の考察で挙げたように、実際、施設内虐待が起きた場合、被措置児童および職員からの通告などのルートマニュアルの作成が急務であろうし、それを作成するだけではなく、施設内に徹底させる必要がある。また、徹底されているかについてチェックする体制も整備しなければならないであろう。

これらの課題について、具体的に実施、実現すれば、それは、「被措置児童等虐待の防止等」に繋がるであろう。

おわりに

はじめにで、筆者は、改正法第33条に注目した。それは、「被措置児童等虐待の防止等」である。本来、児童福祉施設職員は、虐待などを受けた児童を保護する立場にある、しかし、その児童に対して、施設職員が虐待等の行為の実施や、児童間の暴力も暗黙に放置されてきた事実があった。

では何故、このような事が起きたのか、今後、どうすればいいのか、法改正による管理強化の方向だけではなく、むしろ児童福祉施設内の予防的な施策はないのであろうかという研究課題を示した。

1において、児童福祉法は、その時代の変化に伴い改正され、今回は、社会的養護を必要とする児童の増加などの理由により、虐待を受けた児童の社会的養護体制の拡充がなされたことが窺えた。そして改正法第33条の「被措置児童等虐待の防止等」に注目し、同法が児童の「権利擁護」に繋がる意義を明確にした。

2において、ライフサイクルの変化による社会的養護の必要性と多様な現況について解説した。次に、社会的養護における施設内虐待の実態を数例挙げ、改めて児童の「権利擁護」の意識の大切さ、その実施の必要性があることが窺えた。

3の事例研究では、被措置児童等虐待の具体的事例を通して、予防策として児童の人権や職員の労働環境を考えている職場づくり、実習生などを積極的に受け入れるという施設の社会化、被措置児童等虐待が起きた場合、通告などのルートマニュアルの作成が必要であることが明確に考察できた。

4において、さらに施設内虐待の種別と要因について整理し、今後の課題として、施設側に、権利擁護の意識、第三者による施設の社会化、施設長に必要な2M（Management, Mission）を挙げ、改正法の課題について提案した。

以上、これらを通して、研究課題であった「被措置児童等虐待」の要因については、職員の未熟さや資質、施設長を中心としたレベルの低い施設運営や体制、不十分な職員配置、経営者による施設の私物化などが挙げられると考察できた。

そして、これらの対応策として、権利擁護意識の徹底、施設の社会化、求められる施設長のあり方について言及した。

また、予防策として、被措置児童および職員からの通告などのルートマニュアルの作成、徹底、チェック体制の必然性についても提案した。

最後に、社会的養護の体制が、今回の法改正で止まらず、施設内虐待を具体的に予防できるように、さらなる充実を求めたい。

筆者は、社会的養護サービスを利用している児童が、自分たちの自己実現を無限に叶えられるような生活の場を追求したいし、それを援助、支援できる、施設、施設長、職員を求めていきたい。

そして、そのことは、児童の最善の利益に必ず繋がるであろうと信じている。

参考文献

- 1) 改訂・保育士養成講座編纂委員会編 2009 改訂4版・保育士養成講座 第2巻 児童福祉 全社協
- 2) 『子どもと福祉』編集委員会編 2009 子どもと福祉 vol.2 明石書店
- 3) 厚生省大臣官房政策課監修 1997 社会保障入門（平成9年版）中央法規
- 4) 厚生統計協会編 2008 国民の福祉の動向・厚生指標 2008 臨時増刊 第55巻 第12号 通巻867号 厚生統計協会
- 5) 小此木啓吾著 1992 家庭のない家族の時代 ちくま文庫

12) 辰己隆著 21世紀に向けて、児童養護施設が求めている人材 聖和大学編 2000 聖和大学論集（教育学系）第28号 A 所収 112参照

- 6) 辰己隆・岡本眞幸編著 2003 保育士をめざす人の養護内容 みらい
- 7) 津崎哲雄著 2009 この国の子どもたち 要保護児童社会的養護の日本的構築 一大人の既得権益と子どもの福祉一 日本加除出版
- 8) 岸井勇雄・武藤隆・柴崎正行監修 松本寿昭編著 2006 社会福祉援助技術同文書院
- 9) 聖和大学編 2000 聖和大学論集(教育学系)第28号 A
- 10) 伊達悦子・辰己隆編著 2009 四訂保育士をめざす人の児童福祉 みらい
- 11) 伊達悦子・辰己隆編著 2009 四訂保育士をめざす人の養護原理 みらい
- 12) 山縣文治編 2009 よくわかる子ども家庭福祉 第6版 ミネルヴァ書房
- 13) 入江実・辰己隆共著 2000 児童福祉—理論と実際—さんえい